平成２３年（フ）第２９号
大分県日田市田島１丁目10番11号　ニューライフ・バレイＣ号
債務者　河津　直人
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第７７号
北海道室蘭市港北町３丁目２番８―103号
債務者　岸　志美子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
山形県鶴岡市三瀬字横町94番地
債務者　筑前　卓哉
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第３６８号
千葉県柏市北柏１丁目６番地３　パイン・ヴェル103号
債務者　須藤　和幸
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８６号
千葉県野田市山崎貝塚町28番地の９　アーバンクレストⅢ―Ｂ―103
債務者　大友愛也香
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８７号
千葉県柏市松ケ崎1048番地６
債務者　小野寺正樹
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３９４号
千葉県野田市新田戸473番地10
債務者　**饒**平名長久
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３９５号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地28棟301号
債務者　小椋　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２８４号
神奈川県足柄上郡大井町金子1524番地４　市場サンハイツ103
債務者　渡**邉**由起生（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８９号
神奈川県平塚市南豊田156番地の３
債務者　山田　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２９３号
神奈川県秦野市平沢1161番地　ウエルカーサ秦野二番館601号
債務者　半田　彰彦
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０９号
神奈川県小田原市清水新田264番地の１
債務者　平野　聖司
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３３３号
神奈川県伊勢原市板戸857番地の10　ベルメゾン№46伊勢原203号
債務者　阿部　祐太
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４４号
神奈川県小田原市中曽根202番地　メゾンドール加藤103
債務者　府川美智子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３号
新潟県胎内市加賀新249番地　オレンジキッスⅠ―102号
債務者　井浦　秀勝
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３０号
岐阜県高山市国府町三川1303番地５
債務者　殿垣　友恵
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
京都市西京区嵐山上海道町73番地１　カーサ嵐山201
債務者　大﨑　　努
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係